

無線設備規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）

改正案

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

2521 （略）

22 無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

| 周波数帯 | 副次的に発する電波の限度 |
|---------------|--------------|
| 九kHzを超え一GHz以下 | 二ナノワット以下 |
| 一GHzを超え四GHz以下 | 二〇ナノワット以下 |

（デジタル選択呼出装置）

第四十条の五 船舶局のデジタル選択呼出装置は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。ただし、法第三十三条の規定に基づき備えなければならない無線設備の機器以外のものについて

現行

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

2521 （略）

22 船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置の受信設備については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

| 周波数帯 | 副次的に発する電波の限度 |
|---------------|--------------|
| 九kHzを超え一GHz以下 | 二ナノワット以下 |
| 一GHzを超え四GHz以下 | 二〇ナノワット以下 |

（デジタル選択呼出装置）

第四十条の五 船舶局のデジタル選択呼出装置は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

（傍線部分は改正部分）

は、第一号イ、ニ及びリの規定は適用しない。

一 一般的条件

イ 点検及び保守を容易に行うことができるものであること。

ロ・ハ (略)

ニ 正常に動作することを容易に試験できる機能を有すること。

ホ (略)

ヘ 遭難警報は、自動的に五回繰り返し送信し、それ以降の送信は、三・五分から四・五分までの間のうち、不規則な間隔を置くものであること。

ト 遭難通信又は緊急通信以外の通信を受信したときは、可視の表示を行うものであること。

チ (略)

リ 受信した遭難通信に係る呼出しの内容が直ちに印字されない場合、当該内容を二〇以上記憶できるものであり、かつ、記憶した内容は印字する等により読み出されるまで保存できると。

ヌ・フ (略)

二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条

一 (同上)

イ (同上)

ロ・ハ (略)

ニ (同上)

ホ (略)

ヘ 遭難警報は、自動的に五回繰り返し送信するものであること。この場合において、送信の繰り返しは、三・五分から四・五分までの間のうち、不規則な間隔を置くものであること。

ト 遭難通信又は緊急通信以外の通信を受信したときは、可聴及び可視の表示を行うものであること。

チ (略)

リ (同上)

ヌ・フ (略)

二 (略)

三 (同上)

件に適合すること。

2 (略)

(デジタル選択呼出装置等による通信を行う海上移動業務の無線局の無線設備)

第四十条の七 J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置又は狭帯域直接印刷電信装置による通信を行う船舶局の無線設備であつて、一、六〇六・五kHzから二六、一七五kHzまでの周波数の電波を使用するものの送信装置及び受信装置は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一〜四 (略)

2 F三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものの無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。ただし、法第三十三条の規定に基づき備えなければならない無線設備の機器以外のものについては、第一号イ、第二号の表の空中線電力の項及び第三号の規定は適用しない。

一〜四 (略)

2 (略)

(デジタル選択呼出装置等による通信を行う海上移動業務の無線局の無線設備)

第四十条の七 J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置又は狭帯域直接印刷電信装置による通信を行う船舶局の無線設備であつて、一、六〇六・五kHzから二六、一七五kHzまでの周波数の電波を使用するものの送信装置及び受信装置は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一〜四 (略)

2 F三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものの無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一〜四 (略)

(F三E電波を使用する航空機局等の無線設備の条件)

第四十五条の十二の四 第四十条の二第一項及び第二項、第四十一条第三項並びに第四十二条の規定は、F三E電波を使用する航空機局及び航空機に搭載して使用する携帯局の無線設備であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものに準用する。

(受信装置の条件)

第五十八条の二 F二A電波、F二B電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波又はF三E電波五四MHzを超え七〇MHz以下又は一四二MHzを超え一六二・〇三七五MHz以下を使用する海上移動業務の無線局の受信装置は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、空中線電力一ワット以下の無線局、第四十条の二第一項(第四十五条の十二の四において準用する場合を含む。次項において同じ。)の無線局及び総務大臣が本文の規定による条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の受信装置につ

(F三E電波を使用する航空機局等の無線設備の条件)

第四十五条の十二の四 第四十条の二第一項及び第二項、第四十一条第四項並びに第四十二条の規定は、F三E電波を使用する航空機局及び航空機に搭載して使用する携帯局の無線設備であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものに準用する。

(受信装置の条件)

第五十八条の二 F二A電波、F二B電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波又はF三E電波五四MHzを超え七〇MHz以下又は一四二MHzを超え一六二・〇三七五MHz以下を使用する海上移動業務の無線局の受信装置は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、空中線電力一ワット以下の無線局、第四十条の二第一項(第四十五条の十二の四において準用する場合を含む。次項において同じ。)の無線局及び総務大臣が本文の規定による条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の受信装置につ

ては、この限りでない。

(表略)

2 第四十条の二第一項の無線局の受信装置（法第三十三条の規定に基づき備えなければならない無線設備の機器以外のものを除く。）は、別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

ては、この限りでない。

(表略)

2 第四十条の二第一項の無線局の受信装置（次条に規定するものを除く。）は、別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。